

令和3年度も精神障害専門調査員が ご相談をお受けしています

近年、仕事によるストレス(業務による心理的負荷)が関係した精神障害についての労災請求が増え※1、その認定を迅速に行っています。

沖縄労働局においても県内の各労働基準監督署において、ご相談や請求書類等の手続きの対応をいたしておりますが、請求人の皆様などから「(体調や精神状況などから)直接行くことが困難」「病状について、と
りあえず電話による相談をしたい」とのご要望に対応して以下のとおり、
ご相談窓口を設けておりますのでご利用ください。

[開設日時] 原則毎週水曜日 13:30-16:30
連絡先電話番号 098-868-3559
労災補償課内

なお、①申請手続きを含めた対応は県内各労働基準監督署において随時行っていること、②相談後に各労働基準監督署へ引継ぎをさせていただくことがあります。

※1 R2.7.27 令和元年度「過労死等の労災補償状況」を公表(令和2年度版は令和3年7月末に公表予定)

※2 関連 「こころの耳」ポータルサイト

※3 リーフレット

①「セクシュアルハラスメントが原因で精神障害を発病した場合は労災保険の各種給付の対象になります」

②精神障害の労災認定

※嫌がらせ、いじめなどの「パワーハラスメント」等も含む全般について

③労災保険相談ダイヤル(0570-006031)月~金/9:00-17:00、通話料がかかります。その他条件あり。